

議案第40号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料を減免する市町村に対し、減免に要する費用全額について国が特例的な財政支援を行うこととされたことを受け、被保険者支援の観点から減免の特例に関する規定を整備するに当たり、改正の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月28日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月28日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第16号

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、納期限後においても提出することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。